

鎌倉市児童育成支援拠点事業運営業務委託募集要領

1 件名

鎌倉市児童育成支援拠点事業運営業務委託

2 業務委託の目的

本業務委託は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 20 項に基づき、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的に、鎌倉市児童育成支援拠点事業（以下「拠点事業」という。）の運営等を行うものである。

3 委託業務の範囲

（1）事業の内容

課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、アからキを包括的に実施することとし、当該事業を利用する児童の状況に応じてクを実施する。

アからキの支援内容は、常時実施しなければならないものではなく、利用児童の状況や希望に応じて、確実に提供できる体制を整備することとする。

ア 安全・安心な居場所の提供

イ 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）

ウ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）

エ 食事の提供

オ 課外活動の提供

カ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関及び市との連携

キ 保護者への情報提供、相談支援

ク 送迎支援

（2）対象者

鎌倉市要保護児童対策地域協議会で支援を行う児童がいる家庭であって、事業による支援が必要であると認められる次の者とする。なお、拠点事業の対象年齢は主に学童期の児童を対象としているが、利用が望ましい児童の就学前のきょうだいについても同時に受け入れるなど、柔軟に対応することとする。

ア 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関

して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者

イ 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者

ウ その他、事業の目的に鑑みて、本市が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

(3) 実施方法

ア 定員

概ね 20 人

イ 職員配置、要件及び職務の内容

職員配置にあたり、関係法令の遵守はもとより、本事業の趣旨に照らし、適切な資質を有する者とする。

支援の実施にあたっては、以下①、②の職員を配置し、必要に応じて③、④の職員を配置して支援を行うこと。

なお、①、②のうち 1 人以上は児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第 4 条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に 2 年以上従事していた経験を有する者又は③心理療法担当職員に該当する者を必ず置くこと。

また、管理者又は支援員のうち 1 人以上は、必ず常勤職員とすることとし、利用児童や関係機関と信頼関係の構築に努めること。

人員配置にあたっては、児童 5 人に対し 1 人以上の職員を目安に配置することとし、利用児童がいる時間帯については、2 人以上の職員を必ず配置すること。

なお、利用児童が 5 人未満の場合で、職員のうち 1 人を除いた者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等はこの限りではない。

①管理者

(ア) 職務内容

主に施設の管理・運営、支援員の指導・調整、本市こども家庭センター（こども家庭相談課）・学校・放課後かまくらっ子・医療機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の作成等を行う。

(イ) 要件

児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有する者

②支援員

支援員は、性別になるべく偏りが生じないように配慮するとともに、配慮を要する家庭の児童が抱える特有の不安やストレスに配慮できる者が望ましい。

(ア) 職務内容

児童や保護者への支援等を行う。

(イ) 要件

児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができる者

③心理療法担当職員

(ア) 職務内容

メンタルケア等の心理的支援が必要な利用児童に対して、心理的支援を行う。

(イ) 要件

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する 1 年以上の経験を有する者

④ソーシャルワーク専門職員

(ア) 職務内容

児童及びその家庭を対象にした下記のソーシャルワークの支援等を行う。

- ・学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等
- ・児童の家庭への訪問を含めた支援（＊）
- ・その他、居場所における児童に必要な支援

＊事業所における児童や保護者へのアセスメント等の支援だけでなく、必要に応じて、児童の家庭を訪問し、家庭環境の把握や保護者への相談支援を実施すること。

(イ) 要件

児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。

なお、十分なソーシャルワークスキルが求められることから社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。

(4) 研修

職員の配置にあたっては、研修の実施、専門的知見をもつ職員及び施設からのスーパーバイズ等により、従事する職員の資質向上に努めること。

あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

(5) 開所日数・開所時間

開所する日数は、利用児童が生活のリズムを作れるよう、週 3 日以上開所すること。

開所時間は、次に掲げる時間とすること。ただし、必要と認めるときは、開始時間を早める又は閉所時間を延長する変更ができるものとする。

ア 学校の授業の休業日（長期休暇期間等）

原則午前 10 時から午後 6 時まで

（変更する場合は、午前中からの開所を条件とし 1 日につき 8 時間以上とすること）

イ 学校の授業の休業日以外の日（平日）

学校の授業終了後から原則午後 6 時まで

（変更する場合は、閉所時間の延長とすること）

(6) 災害時等の開所等

ア 大雨・洪水・高潮・暴風・大雪警報・南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等の発表により災害の発生が予想される場合は、閉所することとする。なお、これら風水害等により閉所を予定する場合は、事前に市及び利用児童に連絡を行うこと。

ただし、開所後に、地震・津波や気象状況等の変化により閉所することとした場合は、適切な避難行動等を取り、利用児童の安全を十分に確保のうえ対応すること。

イ インフルエンザ等の感染症による学級閉鎖時は、当該学級に在籍している利用児童は、検温等により健康状態に問題がないことが確認できる場合にのみ受け入れることとする。

（７）実施場所・施設・設備

実施場所は、空き家や賃貸物件の活用を含む、子育て関連施設やその他児童の居場所支援を行う場所として適当な場所とすること。

施設は、定員数に合わせ十分な広さの面積を確保すること。

設備は、活動の拠点としての機能を備えた、開所時間中に利用している児童が集まることができる専用スペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。専用スペースについては、児童１人当たりの床面積 2.47 m²を目安に適切なスペースを確保すること。

また、体調が悪いとき等に静養できる場の確保に努めること。

なお、設備は、以下を参考に本事業の実施に必要な設備を設けること。

<参考>

- ・学習室
- ・相談室
- ・事務室
- ・調理室（キッチン）、調理設備
- ・浴室・シャワー室、トイレ

（８）環境への配慮

事業者は、本市の「ゼロ・ウェイスト宣言」「プラごみゼロ宣言」「気候非常事態宣言」の趣旨を鑑み、環境に配慮した取り組みを行うこと。

ア ごみの発生抑制に努め、本市の分別基準に従い、ごみの減量化、資源化に努めること。

イ 当該事業の活動等に伴って生じた塵芥類は、自らの責任において適正に処理すること。

ウ 使い捨てプラスチックの削減とマイバッグ・マイボトル等の使用の促進に努めること。

エ 物品の調達の際は、グリーン購入法に基づき、できる限り環境物品等の利用に努めること。

オ 施設設備の運転は常に効果的な方法を選択し、環境負荷の軽減に努めること。

（９）危機管理等

ア 感染症や食中毒予防のため、十分に注意して衛生管理に努めること。

- イ 不審者侵入対策の訓練や防犯教室を行うこと。
- ウ 万全の体制で防火管理に努めるとともに、防火管理者を配置すること。また、地震・津波、防災対策に対するマニュアル等を作成し、津波避難訓練・土砂災害避難訓練・その他災害発生等を想定した避難訓練を年2回以上実施すること。
- エ 台風等の風水害が予想される場合には事前の情報収集に努めるとともに、地震・津波等災害が発生した場合は利用児童の安全確保を第一とした運営に努めること。
- オ 気象警報発表時における緊急時連絡体制を整えること。

(10) 届出等

児童福祉法第34条の17の2及び児童福祉法施行規則第36条の37の3に基づき、拠点事業を開始する前に、あらかじめ以下の事項を市に届け出ること。

- ア 事業の種類及び内容
- イ 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ウ 定款その他の基本約款
- エ 運営規程
- オ 職員の定数及び職務の内容
- カ 主な職員の氏名及び経歴
- キ 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- ク 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- ケ 事業開始の予定年月日
- コ 収支予算書
- サ 事業計画書

4 委託業務詳細内容

鎌倉市児童育成支援拠点事業運営業務委託（長期継続契約）仕様書、鎌倉市児童育成支援拠点事業実施要綱及び児童育成支援拠点事業ガイドライン（こども家庭庁・令和6年3月）のとおり。

5 応募の要件

応募にあたっては、児童福祉法その他業務遂行に関する法令等の関連する法令等を十分に理解し遵守すること。

その他、特記事項は以下のとおりとする。

(1) 応募者

- ア こども基本法（令和4年法律第77号）や児童の権利に関する条約を踏まえ、児童の権利を理解し、その権利を守っていくことに共感する、鎌倉市内で活動する団体であること。
- イ 直近2か年間において、日常的な児童の生活支援等を行っている実績があること。
- ウ 事業費限度額に対応した見積書を提出できること。
- エ 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者でないこと。

- オ 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- カ 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止または指名留保を受けていないこと。
- キ 鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年 10 月条例第 11 号）第 2 条第 2 号、第 4 号又は第 5 号に該当しないこと。
- ク 2 年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度令和 5・6 年度（2023・2024 年度）の本市の入札参加資格を有することとなった者を除く。
- ケ 6 箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度令和 5・6 年度（2023・2024 年度）の本市の入札参加資格を有することとなった者を除く。
- コ 税を滞納していないこと。
- サ 拠点事業に従事する職員に、精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者がいないこと。
- シ 拠点事業に従事する職員に、禁錮以上の刑に処せられた者（令和 5 年（2023 年）3 月 31 日以前の場合は、「法第 18 条の 19 第 1 項第 2 号若しくは第 3 号」を「法第 18 条の 19 第 1 項第 2 号」に、「3 年」を「2 年」に各々読み替えてください。）がいないこと。
- ス 拠点事業に従事する職員に、児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）第 2 条第 3 項）を行ったことにより、第 18 条の 20 の 2 第 1 項に規定する特定登録取消者に該当する者（児童福祉法第 18 条の 19 第 1 項第 3 号）がいないこと。

（2）応募方法

応募しようとする者は、提出期限までに下記に定める関係書類を揃えて提出すること。

（3）質問期間

令和 6 年（2024 年）8 月 30 日（金）9 時から令和 6 年（2024 年）9 月 4 日（水）17 時まで、電子メールにて受付。

質問内容は明瞭に記載することとし、電子メールの件名は、「【事業者名】鎌倉市児童育成支援拠点事業運営業務委託に関する質問」とすること。

回答は令和 6 年（2024 年）9 月 6 日（金）までに電子メールで回答するとともに、ホームページに質問と回答を掲載。

メール送信先：kokatei-sien@city.kamakura.kanagawa.jp

（4）提出期限

令和 6 年（2024 年）9 月 13 日（金）17 時 00 分

(5) 提出場所

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号
鎌倉市こどもみらい部こども家庭相談課家庭支援担当

(6) 提出方法

提出書類を窓口を持参して提出すること。

(7) 提出書類の内容

以下の書類（正本 1 部、副本 7 部）を提出すること。副本は団体名が分からないようにすること。（A 4 版で 2 枚程度）

ア 鎌倉市児童育成支援拠点事業運営業務委託提案書兼誓約書（様式 1）

イ 提案書（別紙）（任意の様式で、募集要領、仕様書、審査項目をもとに記載すること。

なお、平日及び長期休暇等期間の開所日数（予定曜日）・開所時間を提案に加えること。）

ウ 事業実施実績（任意の様式で、団体としての過去 2 年度分の活動実績を記載すること。）

エ 実施体制・配置予定者（任意の様式で、3（3）イを満たす職員配置に基づく実施体制であることを記載すること。）

オ 見積書（令和 6 年（2024 年）10 月 1 日から令和 9 年（2027 年）9 月 30 日までのもの。「5（11）受注者の積算基礎に含む経費」を参照し、月額を単位とし、36 カ月分を記載すること。心理療法担当職員・ソーシャルワーク専門職員・送迎にかかる費用・物件賃借料がある場合は明記するよう留意のこと。）

(8) 選定基準

ア 提出された提案書に基づいて審査を行い、最も優秀な提案の応募者 1 者（団体）を委託先候補として選定する。最高得点者が複数の場合は、見積額がより廉価であった事業者を、更に見積額が同額であった場合は、委員会の投票で最優秀提案者（契約予定事業者）を決定する。応募者が 1 者のみの場合でも審査会を実施し、各委員の合計点の平均得点が 30 点以上あったときに、委託を決定するものとする。なお、2 人以上の委員が合計点 15 点以下の評価をした場合は、失格とする。

イ 提案については、その一部を採用する場合もあり。また、一部を変更していただく場合もある（その場合には、契約締結前に協議をする。）。

ウ プレゼンテーションの時間は 30 分以内、30 分過ぎたら途中でも終了。質疑応答 20 分を予定。

鎌倉市児童育成支援拠点事業運営業務委託審査項目・審査基準

NO.	審査項目	審査基準	点数
1	利用する児童等にとって、差別や偏見にさらされないことがないよう配慮がなされ、安全・安心な居場所を提供することができるか	委託業務の範囲である事業の内容を募集要領3(1)ア～クをどのような個人情報等への配慮をもって行うか	5
2	事業を運営するにあたり、児童の権利を理解し、その権利を守るとともに、児童自身が児童の権利について学ぶことができるか	- 児童の権利を理解し、利用児童に児童の権利をどのように伝えるか - 自ら通い続けられるよう、利用児童の意見を聞き、利用児童の視点に立ち、利用児童と共に居場所をつくることで、こどもの権利を守るという観点を実現しているか	5
3	事業に必要な資格を有する職員の配置、人数を有する体制となっているか	- 募集要領3(3)イを満たしているか - それぞれの人数は何人で行うか(体制)	5
4	児童との1対1の会話の機会を設けるなど、児童の気持ちを受け止め、真摯に向き合うとともに、職員の資質の向上、研修に努める体制となっているか	- 利用児童との対話時間の確保、課題を抱える児童の気持ちをどのように受け止めるか - 職員の資質向上のための研修体制の予定は	5
5	保護者をはじめ、こども家庭センター、学校との連携を図るとともに、地域等の関係機関等との情報交換、相互交流等を図る体制となっているか	- 様々な悩みや困難を抱える利用児童の保護者との関係性を構築し、子育て支援への必要性を視野に入れているか - こども家庭センター・学校等関係各機関との連携体制、利用児童の可能性を拡げるための関係各機関等との情報共有・相互交流等の予定はどのようなか	5
6	児童虐待通告義務及び守秘義務について理解し、個人情報の適切な管理、安全面や衛生面に関するリスク管理体制はとられているか	- 児童虐待通告義務及び守秘義務の理解、職員への徹底は - 個人情報の管理、安全、衛生等に関するリスク管理体制は	5
7	開所日数・開所時間、実施場所・施設・設備は利用児童にとって十分な体制となっているか	- 開所日数・開所時間・変更する場合における募集要領3(5)の提案がどのようになされているか - 開設場所の環境等は安全・安心な居場所として適しており、専用スペースの面積を含め、募集要領3(7)を満たしているか	5
8	災害等発生に備えたマニュアル等の作成がなされているか	- 地震、津波、防災対策へのマニュアルは整備されているか/実施までに整備完了するか - 津波避難訓練・土砂災害避難訓練・その他災害発生等を想定した避難訓練を年2回以上予定しているか	5
9	提案内容から適切な見積金額となっているか	提示金額は適切か	5
10	当該事業の利用を契機として、利用児童の居場所をひろげていく観点から、団体の活動を通し地域へつなげていく取組がなされているか	- 団体としての活動から、“斜めの関係”である“親身になってくれる年上の人”を利用児童の人間関係に加えられるよう配慮がなされているか - 団体としての活動を、利用児童が新たな居場所と認識できるよう、利用児童の地域での見守り体制・人間関係の構築、居場所の創出の観点があるか	5

(9) スケジュール

申請受付期間（HP掲載、募集要領等の配布）	8月30日（金）～9月13日（金）
質問受付	8月30日（金）～9月4日（水）
質問への回答期限	9月6日（金）
関係書類提出期限	9月13日（金）
審査会（プレゼンテーション）	9月19日（木）

＊実施時刻・会場等は個別に連絡するものとします。

＊審査会での選考は非公開とします。

＊結果通知書は9月27日（金）頃を予定しています。

(10) 事業費限度額及び契約保証金について

ア 事業費限度額（上限）

75,600,000円（月額2,100,000円）

なお、本件は3年間の長期継続契約のため、翌年度以降において、本市の当該歳出予算の金額に減額又は削除があった場合には、当該契約は解除になる可能性があることに留意すること。

イ 契約保証金

鎌倉市契約規則第2条第1項第2号の規定により、徴収する場合がある。

(11) 受注者の積算基礎に含む経費

当該事業の実施に必要な経費は全て受注者が負担すること。以下、参考例示する。

- ・人件費（通勤手当、社会保険料・労働保険料含）
- ・その他の経費（消耗品費、物件賃料、修繕料、光熱水費、備品、活動交通費（ボランティア含）、食糧費、保険料（損害、賠償）、通信費、印刷製本費）

(12) 契約履行期間

令和6年（2024年）10月1日から令和9年（2027年）9月30日まで。

ただし、本件は3年間の長期継続契約のため、翌年度以降において、本市の当該歳出予算の金額に減額又は削除があった場合には、当該契約は解除になる可能性がある。

なお、業務着手期限を契約締結日から10日を目途とする。

(13) その他

ア 業務実施にあたり、提案書の内容と異なっている場合、実施内容等の変更を求める場合がある。

イ 利用児童等からの苦情等、業務実施上のトラブルについては、受注者の責任において処理し、適宜、その旨を報告すること。

ウ 企画提案の応募に係る経費は提案者の負担とし、発注者は一切の費用負担を行わない。また、提出された提案書は返却しない。

エ 提出された提案書は原則公開。部分的に非公開を希望する場合は申し出により協議する。

オ 採用及び不採用の決定は、審査終了後、速やかに文書で通知する。また、市役所の HP にて提案者の名前を伏せて合計点と順位のみ公表する。なお、結果に対する質問は受け付けない。

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号
鎌倉市こどもみらい部こども家庭相談課家庭支援担当
TEL 0467-23-3000
FAX 0467-23-8700 (総務課)
E-mail : kokatei-sien@city.kamakura.kanagawa.jp